

みとよ 農業委員会だより

第11号

平成27年4月1日



がんばってます! 若い担い手

松田 敏和さん(39歳)・寿笑さん(37歳)
ご夫婦 詫間町

いあぐん

三豊市農業委員会会長 堀江 博



桜花爛漫の大変美しく良い季節となりましたが、皆様方には「健康で過ごしていただくこととお慶び申し上げます。

日頃より農業委員会の活動並びに事業の実施につきまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、三豊市に限らず近年の農業・農村を取り巻く情勢は、農産物の価格低迷による農業所得の伸び悩みや、農業従事者の高齢化の進行により、農業の担い手が減少し、農業生産額の減少や耕作放棄地の増加など、多くの問題が発生し、私たち農業者にとってその環境は深刻さを更に増しており、予断を許さない状況です。

そのような中、農業政策では「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業の成長産業化を図るべく、農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積集約化を加速させるための「農地中間管理機構」の制度化、また農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度の創設、経営所得安定対策の見直しがなされ、そして現在、農業委員会組織・制度改革、並びに農協改革についての論議が大詰めを迎えようとしているところだ。

いずれにしてもこれら政策が、現場の声、実態が十分反映された、実効ある施策として展開され、また制度化されることが重要です。

さて、農業委員会では、農業委員・補助員による農地パトロールを毎年実施していますが、荒廃する農地の増加に歯止めが掛からないのが実情です。耕作放棄地は安全・安心・安定した食料の供給に支障をきたすだけでなく、担い手への農地集積を阻害します。また周辺農地の病害虫発生、助長や、有害鳥獣の住処となるなど、農業振興や住環境に悪影響を及ぼすことから、今後とも早急な耕作放棄地対策の強化が求められています。

農業委員会では遊休農地を解消すべく、継続して委員「二人一筆解消運動」を自ら実践・展開し、その解消普及に努めているところです。

また、喫緊に対策が必要な遊休農地となっている優良農地について、農地の適正利用の推進を図っていくため、委員による戸別訪問活動、文書によるアンケートなど、農地の利用意向調査を実施しているところです。

最近の明るい話として、三豊市の新規就農者や市外からの就農者は増加してきており、このような農地を借り受け、遊休農地を解消し、農地の効率的利用の一翼を担っています。

今後とも農業委員会としては、農業者の公的利益的の代表として、「地域の農地・農業」ひいては「我が農村」を守っていくため、農地制度の適正な運用や耕作放棄地の解消、新規就農者の育成確保に向け、委員・丸となつて努力していく所存です。どうか農業者の皆様には、農地の効率的利用と適切な管理に努めていただき、本市農業の発展に協力いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方より「層のご健勝とご多幸を心から」ご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

農事相談開催日程

農業委員会では、農地の貸し借りや農地転用、農業者年金、その他農業に関することについての相談を行っています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。(先着順でご案内します。)

開催日	対象地域
平成27年 4月 7日(火)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成27年 5月 7日(木)	高瀬町・山本町・財田町
平成27年 6月 8日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成27年 7月 7日(火)	高瀬町・山本町・財田町
平成27年 8月 7日(金)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成27年 9月 7日(月)	高瀬町・山本町・財田町
平成27年 10月 7日(水)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成27年 11月 9日(月)	高瀬町・山本町・財田町
平成27年 12月 7日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成28年1月 7日(木)	高瀬町・山本町・財田町
平成28年2月 8日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成28年3月 7日(月)	高瀬町・山本町・財田町

開催時間:13:30~16:00

開催場所:高瀬町農村環境改善センター1階 相談室
(農業委員会事務局横)

※日程及び開催場所は、変更になる場合があります。

がんばってます!若い担い手

松田 敏和さん(39歳)・寿笑さん(37歳)ご夫婦 詫間町



表紙の松田さんご夫婦は、ご両親と一緒に1200坪の温室で鉢花のランコエを栽培され、県外にも広く出荷されています。

昨年、ご両親と敏和さんご夫婦で家族経営協定を結ばれました。「今はまだ両親に頼っているけど、これからが大変だと思う。」と寿笑さん。数年後の経営移譲に向け、みなさんで準備を進めていらっしゃいます。

敏和さんは、香川県鉢花園芸協会にも参加されており、普段は花を買わないような男性などをターゲットに、母の日はもちろん、バレンタインや、いい夫婦の日などに花を贈ってもらおうとイベントを開催するなど、仲間のみなさんと積極的に活動されています。「まだまだ花の楽しみ方を知らない人が多い」と、販売店だけに任せるのではなく、生産者自らアクションを起こして、新たな需要を開拓していきたいそうです。

明確な目標を持って、それに向かって努力されている熱い想いが伝わってきました。三豊市の若い担い手として、今後ますますのご活躍を期待しています。

三豊市農業委員会委員名簿 及び 担当区域

【任期:平成24年10月1日～平成27年9月30日】

平成27年4月1日現在

	氏 名	自 治 会	担 当 区 域 等	備 考
高瀬町	樋 笠 完	前側	下麻の区域	
	田村 幸徳	南山	上麻の区域	
	森 昭 文	高塚	羽方の区域	
	細川 耕助	深池	佐股の区域	
	石 川 博	郷の岡	上勝間の区域	
	中西 幸範	道音寺	下勝間の区域	
	成行 満雄	田井	(上高瀬1・2区) 平見 青井谷 石淵 上之荘 北原 中浦 西村 末 北条 早馬 山奥 田井 長法寺 高瀬川INT 竹浅 竹浅団地 井出	
	横江 敏明	上分東	(上高瀬3・4区) 土井 中林 楠井 楠井団地 ロータリーマンション高瀬 川下 城原 下所 片上 高木 上分東 上分西 西下 駅東 ギオン通り 駅前 駅前ごくみ	
	三崎 良清	下司	比地中の区域 比地の区域	
	大西 悦子	大吉	【三豊市議会推薦】	
山本町	正田 茂義	山本東上	辻の区域 下河内の区域	
	田中 恒男	庵上	財田西の区域 大野の区域 上河内の区域	
	篠原 雅美	大池	神田の区域 長野・中河内の区域	
三野町	大平 和法	浅津	落合 九免明 大屋敷 鳥坂 深尾 寺地 大門 南原 天道 東西久保谷 国広 宮脇 西大見 岡崎 浅津 田所 砂押 国実	
	真鍋 義博	坊之前	下組 坊の前 田土 南組 樋之口上 中組 樋の前東 樋の前西 東浜上・下 平柳 法上・下 中浜	
	亀 山 博	宗吉	宗吉 山原 宗吉西 上条 円道 谷 正本南・北 北村南・北 大原上・下 汐木原 汐木西 汐木中 汐木浜 田之尻 田中 宮の浦 津の前西 津の前中 津の前下 野政	
	岩 田 勉	片山	原 大道 出井 道免 上竹田 下竹田 丸尾 小原 下原 原上 片山 山条 山越南・北 峠 通免	
豊中町	関 正 幸	1区	桑山の区域	
	森 健	政本	比地大の区域	
	鳥取 義金	新下	笠田の区域	
	細川 保彦	片山	上高野の区域	
	大西 安輝	四ツ足中	本山の区域	
	岩田 正幸	14区	【香川県農業協同組合推薦】	
	松内 敏男	後藤	【香川県農業共済組合推薦】	
詫間町	藤田 文廣	尾崎	【豊中町土地改良区推薦】	
	三谷 茂富	浜中	(松崎の区域) 水出 北浦 松崎西・東 須花 浜中 浜北 (三野町下高瀬の松崎新田)	
	眞鍋 文男	田井	(詫間の区域) 池尻 的場 蟻の首 中郷 宮ノ下 神田下・上 田井 浜田 本村中・上 天満 須田東・西 新浜 塩生 高谷 香田東・西	
	岩田 決	箱	(荘内の区域) 名部戸 鴨之越 大浜 波止艾 肥地木 船越 伊砂子 積 箱 生里 仁老浜 栗島 志々島	会長職務 代理者
	田代 敏子	名部戸	【三豊市議会推薦】	
仁尾町	田中 義則	天王	清水 小僧 柿谷 中筋 広江 浦の谷 天王 新開 土井 草木 石ヶ谷 江尻	
	浪越 重喜	片山	峠 千代 片山 砂入加嶺 山下 門前 樋の宮 新道 南 詫間越 朝日 上家の浦 家の浦 古江上 金坂 風呂の口 川尻 大北 宿入 中津賀 道場前 矢田	
	木下 カオル	砂入加嶺	【三豊市議会推薦】	
財田町	岡崎 育夫	山王	(山分) 昼丹波 別所 野田原 黒川 (轟) 芋尾 帰来 荒戸上・下 (北地) 北地上・中・下 山才 山王	
	堀 江 博	雉子尾	(石野) 正宗 石野上・下 戸川 (朝早田) 雉子尾 久保の下 森 我久	会長
	近藤 隆志	大野地	(川上) 北野 中元 本篠 山岡 宮尾 (長樋) 長野 泉平 林明 入樋 (大吉) 吉田 大野地 朝日	
	岡崎 保子	北地上	【三豊市議会推薦】	

三豊市農業委員会補助員

農業委員の担当区域の広域化に対応して、農業委員の業務を補助するため農業委員会補助員が委嘱されています。農地の有効利用を図るため農業委員に協力して業務を行います。

【任期:平成24年10月1日～平成27年9月30日】

平成27年4月1日現在 (敬称略)

区域	氏 名	自治会	区域	氏 名	自治会	区域	氏 名	自治会	区域	氏 名	自治会
高瀬町	十鳥 正一	杉庄	高瀬町	近藤 雅晴	成行	三野町	石井 千穂見	法下	詫間町	三谷 益彦	浜中
	大西 孝幸	大吉		大西 典子	樫谷		嶋田 明宜	原上		安藤 健二	宮ノ下
	近藤 準三	南山		永田 和明	山本西三		新延 健	通免		竹安 正行	天満
	森 毅	高塚		原 和博	大辻北		山本 護	北村		山口 順一	大浜
	近藤 省三	二ノ宮中		黒川 昌澄	寺上東		三木 茂	汐木西		樽井 智	生里
	山路 輝男	深池	山本町	藤田 譲	上二	豊中町	加藤 徹	1区	仁尾町	白川 温子	天満
	大森 政信	本谷		西山 勉	吹上		大宮 健児	6区		田淵 久二	小曾
	中山 唯史	鴨谷		白川 正美	協和		松浦 光春	8区		喜田 直樹	詫間越
	豊崎 昇	砂古		河野 憲太郎	北側		筒井 正美	15区		岡田 龍宗	下家の浦
	梶 清 司	高口		糸川 勝繁	道下		西宇 幸男	小路東	財田町	木下 文夫	江尻
	豊岡 文仁	林		片桐 正夫	西中		豊田 三徳	中		竹林 順一	豊丹波
	戸城 高司	石淵		藤川 正文	田の口		篠原 道敷	野津午		石原 常男	荒戸下
	藤林 忠義	西村		大西 英之	岩瀬		大西 幸忠	七尾		岩倉 朝一	戸川
	岩本 弘志	早馬		大西 英治	砂古		大西 昭憲	石成		多田 清	森
	地藤 勇	楠井		大西 道子	南立石		黒田 正志	竹田園		野口 豊弘	中元
	山下 潔	片上	三野町	三好 良夫	出井		石川 和延	森安		藤田 友一	入植
	真鍋 清	西下		藤田 俊和	南原		大塚 昭彦	下原		山田 隆生	吉田
	小畑 哲雄	鈴神		齋藤 満徳	西久保谷		金丸 貞重	摺木中		細川 のぶ子	石野下
	石井 光秀	澁目		藤田 義雄	宮脇		横田 實	寺家下1			
	高田 和雄	北郷		関 一吉	東浜上	詫間町	松繁 高弘	須花			

三豊市賃借料情報

農地法第52条に基づき農地の賃借料情報を提供します。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。契約の際には、貸し手と借り手の両者で十分に協議をしてください。

平成26年1月から平成26年12月までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された田・畑・樹園地の賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりです。

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
高瀬町	田	8,100円	13,000円	2,500円	19筆	使用貸借・697筆
	畑				0筆	使用貸借・13 筆
	樹園地				2筆	使用貸借・53 筆
山本町	田	6,500円	13,000円	3,500円	22筆	使用貸借・174筆
	畑				3筆	使用貸借・64 筆
	樹園地				0筆	使用貸借・0 筆
三野町	田	6,900円	10,000円	2,500円	78筆	使用貸借・386筆
	畑				0筆	使用貸借・7 筆
	樹園地				0筆	使用貸借・2 筆
豊中町	田	6,300円	15,000円	3,000円	48筆	使用貸借・380筆
	畑				0筆	使用貸借・30 筆
	樹園地				0筆	使用貸借・37 筆
詫間町	田	3,700円	5,000円	1,900円	11筆	使用貸借・36 筆
	畑				0筆	使用貸借・17 筆
	樹園地				2筆	使用貸借・0 筆
仁尾町	田				3筆	使用貸借・21 筆
	畑	6,500円	10,900円	5,000円	4筆	使用貸借・8 筆
	樹園地	6,400円	8,000円	6,000円	11筆	使用貸借・10 筆
財田町	田	9,200円	15,000円	3,000円	17筆	使用貸借・113筆
	畑				0筆	使用貸借・46 筆
	樹園地				0筆	使用貸借・11 筆

*データ数は、集計に用いた筆数です。(平均値の170%を超えるもの及び30%未満のものは除いています。)

*賃借料を物納支給(米)としている場合は、60Kg当り10,000円に換算しています。

*金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。 *データ数が4筆に満たない場合は、表示していません。

*備考は使用貸借(賃借料が無償)のデータ数を表示しています。

全国農業新聞の購読を！
この国の農と食を伝えます
全国農業新聞は、農業者の公的代表的機関である
農業委員会系統組織が発行する週刊の
農業総合専門誌です。

週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

お申し込みは
農業委員会事務局へ
TEL 73-3046

農地中間管理事業の平成26年度の進捗状況について

農地中間管理事業については、農政改革の柱となる重要な施策として平成26年4月1日からスタートしました。県、市町、市町農業委員会、JA香川県、県農地機構など関係機関・団体が連携して周知に取り組んだ結果、制度の趣旨も徐々に浸透してきています。

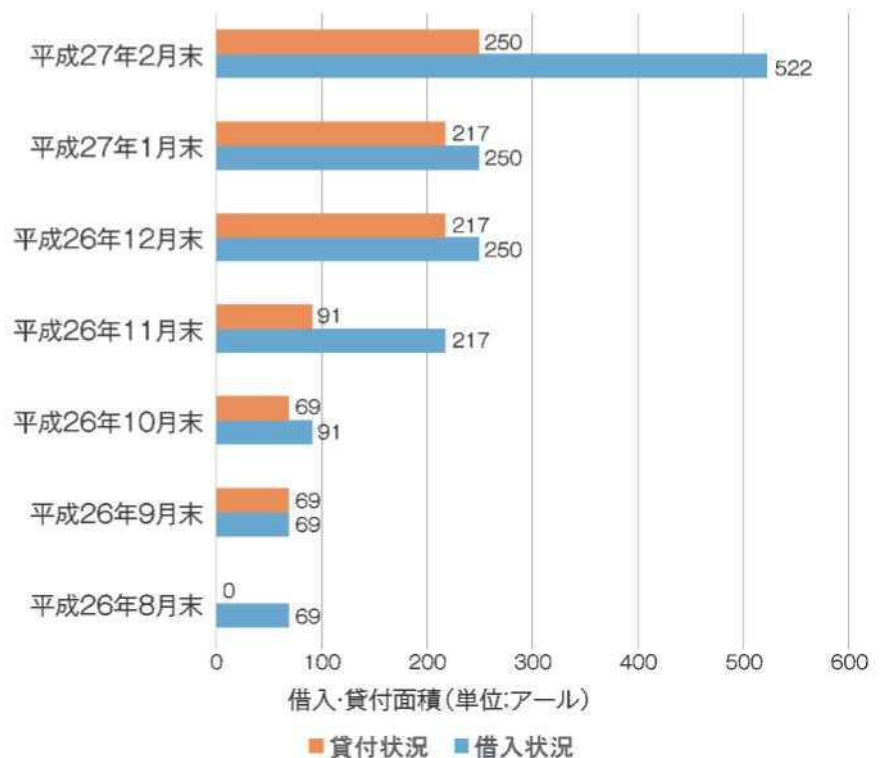
農地の借受希望者として、集落営農法人をはじめ、農業生産法人、新規就農者など1月31日現在で418人の方に応募いただいております。借受希望面積の合計は、予想を上回る約1,137haとなっています。三豊市でも農業生産法人10法人のほか53人の方に応募いただき、借受希望面積の合計は約130haです。

借受希望者の応募状況(平成27年1月31日現在)



公益財団法人香川県農地機構が出し手から借り入れた農地の面積は、1月31日現在で約104haとなっており、そのうち約86haについて、担い手の規模拡大や農地の集約化に配慮して貸し付けされました。集落営農法人への貸付面積は約32haで、全体の4割弱を占めています。三豊市管内の借入面積は約5.2ha、貸付面積は約2.5haとなっています。

香川県農地機構による農地の借入・貸付(三豊市)



農地中間管理機構を活用して 経営の規模拡大と安定化を進めましょう！

香川県では、公益財団法人香川県農地機構が農地の貸し借りにおける中間受け皿となる農地中間管理機構の指定を受け、平成26年4月1日からその業務を担っています。

機構は、出し手から農地を借り受け、受け手となる担い手の規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸しをすることにより、担い手の経営安定や地域の農地利用の最適化等を進めることになっています。

農地貸借による経営の規模拡大と安定化に向け、農地中間管理機構を活用しましょう。

農地中間管理機構のしくみ



1 事業の取組みには、借受希望者としての応募が必要です

農地の借受希望者の募集・受付は三豊市農業委員会の窓口で行っています。申込用紙は、窓口にありますので所定の事項を記入の上、ご提出ください。

募集期間

※募集期間以外でも随時募集をしておりますので詳細はご相談ください。

- ① 平成27年 4月1日(水) ～ 4月30日(木) 30日間
- ② 平成27年 7月1日(水) ～ 7月31日(金) 31日間
- ③ 平成27年10月1日(木) ～ 10月30日(金) 30日間
- ④ 平成28年 1月4日(月) ～ 2月 5日(金) 33日間

2 機構が借り受けできる農地は、農業振興地域内の農地です

機構が借り受けできる農地は、農業振興地域内の農地です。また、荒廃農地など農地として利用することが著しく困難な農地は借り受けできませんので詳細はご相談ください。

女性農業委員活動紹介

家庭の生ごみ
堆肥化に
取り組んで

(大西悦子)



前女性農業委員の方々が、孟宗竹を乳酸菌で発酵させた竹粉や発酵エキスを使って、生ごみの減量化に取り組んでいることを知りました。私たちもごみの減量化につながればと思い、指導を受けました。

発泡スチロールの箱の中へ処理資材を入れ、生ごみの堆肥づくりです。半信半疑で取り掛かりましたが、微生物の働きで温度が上がれば、約10日位で生ごみは分解されます。床土もあまり増えず、生ごみを投入するのが楽しみになりました。しかし、気温が下がり始めると米ぬかや、砂糖水を少し入れたりと、何とか温度を上げようとす

るのですが、思うようにいかないこともありました。
先輩方は、生ごみ堆肥作りに自信を持ち、楽しんでいるようです。くじけそうになる私たちにいろいろと助言してくれま

今までの活動を
振り返って

(田代敏子)



女性農業委員に任命され三年目を迎えました。不安な出発でしたが、大勢の人たちに支えられ、今日に至っています。

小学生と一緒に花植体験、地域の人たちとの触れ合い。漠然と見えていた物が、形として見えてきました。

高齢化による農業離れ、耕作放棄地は、なかなか解決がたい問題だと、痛感しています。そんな中、昨年の九月に、香川県女性農業委員の会の組織設立にあたっての総会で、議長という大役が当たり、無我夢中で役目を果たし、無事に設立する運びとなり、22名の方が登録されました。

女性農業委員に任命されたことにより、いろいろな研修、体験、人との出会い、繋がりが、優しさ、厳しさを実感しています。私たち4名は任期を終えるまで、一歩一歩歩いていきます。



「規格外」で
作ろう！
売ろう！

(木下カオル)



同じように作っても、規格外になり処分していた農作物を生かして、売れる加工品を作ってみようと、案がでました。前女性農業委員の協力と助言を得て、8月から始めました。

夏野菜を使って「からし漬」「焼き肉のたれ」「濃縮ジュース」を企画しました。「三豊ナス」「にんにく」「摘果みかん」を使って、前日から準備をして、当日約30人が集まり、班に分かれて調理しました。「からし漬」と「焼き肉のたれ」は、持って帰りました。

2回目は「塩漬タケノコのおこわ」「和風メンマ」です。塩漬のタケノコを塩抜きして、他の材料と炒め、もち米と一緒に蒸し、打ち水を繰り返してできあがり。「和風メンマ」もおいしくできました。春先に採れたタケノコの保存法と塩抜きの方法も習いました。

3回目は「プロッコリースー」「柑橘類のピール」を作りました。西讃保健所より、食品営業許可入門についての話もありました。

好評ならば、来年度もやってみたい企画です。地産の活用と、参加者との親睦を深めていきたいです。

大切な農業を
守るために

(岡崎保子)



自然の美しい財田町で農業をしていて、本当によかったと思っています。自分で作った果物や、野菜で食事の支度ができます。今は、切り干し大根、ジャム、マーマレードの保存食で、食卓がにぎやかになっています。

また、財田町には「財田の農業を考える会」という集まりがあります。会員は農業にかかわっている人、そうでない人、様々で、毎月1回2時間くらい、農業の問題をいろいろ話し合っています。そこで出てきた意見などは、農業委員として、機会をみて市へ届けています。また、懇親会も開かれて、料理は女性会員がわいわい言いながら作っています。

今若い人たちが空き家を借りて、財田に訪れる人たちを受け入れる場所づくりを始めています。大切な農業を守り、生き生きと生活ができる土地、人が集まってくる土地を目指しています。大勢の人が力を合わせれば、よい方向に向かって進んでいけると思っています。

農地は限られた資源、耕作放棄地を活用しよう!

三豊市では、農業者、農業者組織、農業参入法人等が荒廃した農地を引き受けて、農作物生産の再開に向けて行う再生作業や土づくりなどの取組を総合的に支援しています。

(写真) 平地農業地帯でも荒廃農地が見られる→



耕作放棄地再生対策補助金の活用事例

- ・新規就農や農外企業が農業に参入する際、より多くの農地を確保するため、耕作放棄地を積極的に引き受けた。
- ・人力では再生不可能な農地でも補助金を活用することで、農地を有効活用出来た。

「耕作放棄地再生対策補助金」の対象となる主な要件

- ①再生する農地が自己所有地でないこと。(→借りる・購入農地が対象)
 - ②再生する農地が農業振興地域の農用地であること。
 - ③再生する農地が1年以上耕作されずに荒れている農地であること。
 - ④再生する農地で今後5年間継続して作物を作付けする計画があること。
- 以上の要件をすべて満たしている方が対象となります。



耕作放棄地は、近隣農業施設(農道・水路等)の維持管理の妨げになるだけでなく、有害鳥獣の発生を助長するなど農業生産や住環境に悪影響を及ぼします。

耕作放棄地の発生を抑制するために、「耕作放棄地再生対策補助金」、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度(旧農地・水保全管理交付金)」を活用し、地域で発生防止に取り組むことが重要です。



(再生前)



(再生後)

耕作放棄地の再生に関しては、必ず事前に三豊市担い手育成総合支援協議会(農業振興課内、Tel73-3040)までお問い合わせ下さい。

また、自ら耕作ができなくなり、農地を貸したいという方は、地元の農業委員や農業委員会事務局(Tel73-3046)までご相談ください。



～しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

- ★あなたの老後生活への備えは充分ですか？
- ★年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ★老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

☆**農業に従事されている方は誰でも加入できます。**

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

☆**少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。**

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

☆**保険料は自分で選べ、いつでも見直せます。**

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆**終身年金で80歳までの保証付きです。**

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。
仮に80歳までに亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額をご遺族に死亡一時金として支給します。

農業委員会事務局では、
将来受け取れる年金の
額を試算することが
できます。
お気軽にご相談
ください。

☆**税制面で大きな優遇措置があります。**

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。(支払った保険料の15%～30%程度が節税)

☆**認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。**

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

詳しいことは、JA香川県各支店または、
農業委員会事務局へお問い合わせください。



農地情報を活用して、 農地の有効利用を進めましょう!

農業委員会では、これまでも**農地台帳**を整備し、農地の出し手と受け手の利用調整などに活用してきましたが、その中の基本的情報が窓口やインターネットで誰でも見るできるようになります。

○インターネット上の地図で農地の場所が確認できます

農業委員会等が農地情報を公表するための仕組みとして、平成27年4月から「**農地情報公開システム**」がスタートします。

この仕組みによって、誰もが**インターネット上の地図で農地の所在や貸付等、一定の情報**を見ることができるようになり、農地の活用がさらに進むと期待されます。



○地番を特定して申請すれば窓口でも閲覧できます。

平成27年4月からは、農地の地番を特定して農業委員会の窓口で閲覧申請をすれば、**地番や面積のほか、所有者や耕作者の氏名も確認**できます。(住所は公表されません。)

農地を転用するときは農地法の許可が必要です

- 農地は、大切な食料の供給基盤です。
- 一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、秩序ある土地利用に努める必要があります。
- 我が国の食料自給力を高め、食料安全保障のため、**みんなで優良農地を守りましょう!**

農地転用とは

農地(田や畑)を住宅や店舗等の建物敷地、資材置場、駐車場、太陽光発電施設等農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や土砂採取場等に利用する場合も転用になります。

- 農地転用の許可申請の受付は、農業委員会で行っています。
詳しくは、農業委員会事務局(TEL:73-3046)にお問い合わせください。
- なお、農振法に基づく農用地区域内にある農地については、農地転用許可申請に先立ち、農用地区域から除外しておく必要があります。除外は、農用地利用計画変更申出書を提出して行います。
詳しくは、農業振興地域制度を担当する農業振興課(TEL:73-3040)にお問い合わせください。